

練馬区希望制指名競争入札実施要綱

昭和51年3月9日

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）が発注する契約について、希望制指名競争入札の実施に関し、必要な事項を定めることにより、競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(対象とする契約)

第2条 希望制指名競争入札の対象とする契約は、つぎのとおりとする。

- (1) 予定価格130万円を超え1,000万円未満の工事請負契約
 - (2) 予定価格50万円を超え1,000万円未満の委託契約のうち、区長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、希望制指名競争入札の対象とすることができる。

(公表)

第3条 希望制指名競争入札の公表は、経理用地課の掲示板等に掲示して行う。

- 2 前項の規定による公表は、5日間以上行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、区長がやむを得ないと認めたときは、公表の期間を短縮することができる。
- 4 公表の内容は、件名、履行期間、契約の概要、履行場所、入札日、入札参加資格、契約保証金その他入札に必要な事項とする。

(希望票等の提出)

第4条 区長は、希望制指名競争入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）の入札参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに、練馬区電子入札実施要綱（平成18年10月19日18練総経第810号）第7条第2号に規定する希望票または希望票兼予定監理技術者等調書（電磁的記録を含む。以下これらを「希望票」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 区長は、入札参加資格を確認するため、前項の希望票のほか、参加希望者につぎの資料の提出を求めることができる。
 - (1) 当該入札により締結する契約と同種の契約実績
 - (2) 配置予定の技術者の資格等
 - (3) その他区長が必要と認めたもの

(入札参加者の指名の通知等)

第5条 区長は、参加希望者から希望票の提出を受けた場合は、当該希望票を審査の上、適当と認めたときは、入札参加者を指名する。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたときは、入札参加者を指名することができるものとする。
- 3 区長は、前2項の規定により入札参加者を指名したときまたは第1項の規定により参加希

望者の指名を不適當と認めたときは、所定の期限までに参加希望者または入札参加者に通知する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和51年4月1日より実施する。

付 則 (昭和58年区長決裁)

この要綱は、昭和58年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日より実施する。

付 則 (平成20年7月9日20練総経第380号)

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則 (平成22年8月2日22練総経第364号)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則 (平成23年9月30日23練総経第598号)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則 (平成24年9月20日24練総経第484号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (令和3年1月18日2練総経第1416号)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の練馬区希望制指名競争入札実施要綱第2条の規定は、令和3年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。